

平成23年度

名古屋市社会福祉施設職員研修事業実施計画書

社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会



目次

○平成23年度 名古屋市社会福祉施設職員研修事業	基本方針等	1
○平成23年度 名古屋市社会福祉施設職員研修事業	体系図	2
○平成23年度 名古屋市社会福祉施設職員研修事業	年間予定表	3
○平成23年度 名古屋市社会福祉施設職員研修事業	実施計画	4
○【参考】階層・職種別	研修受講モデル一覧	12
○研修参加にあたって	(注意事項)	14

平成23年度 名古屋市社会福祉施設職員研修事業

1 基本方針

少子高齢化が加速度的に進む一方で、家族の絆や地域社会における人間関係が薄れ、様々な生活課題を抱える人々が増加している。また、子どもの虐待死や高齢者の孤立死など、無縁社会が進行し、孤立化を背景とした多様な生活問題が増加するという社会状況の中、介護保険制度や障がい者福祉施策等、社会保障制度の大幅な見直しが進められている。

そのような状況下において、福祉・介護の現場においてはいまだに職員の離職率が高く、人材確保難が続いているが、各施設・事業所において、利用者や社会に必要とされる人材の確保・養成が益々求められている。

そこで、本会では行政や関係機関・団体と連携を図りながら、必要な知識や技術を体系的・効果的に習得できる機会を提供し、福祉サービスを支える福祉専門職としての資質の向上を推進するとともに、施設・事業所における組織的なサービスの質の向上、人材の育成を支援することを目的に社会福祉施設職員研修を企画・実施する。

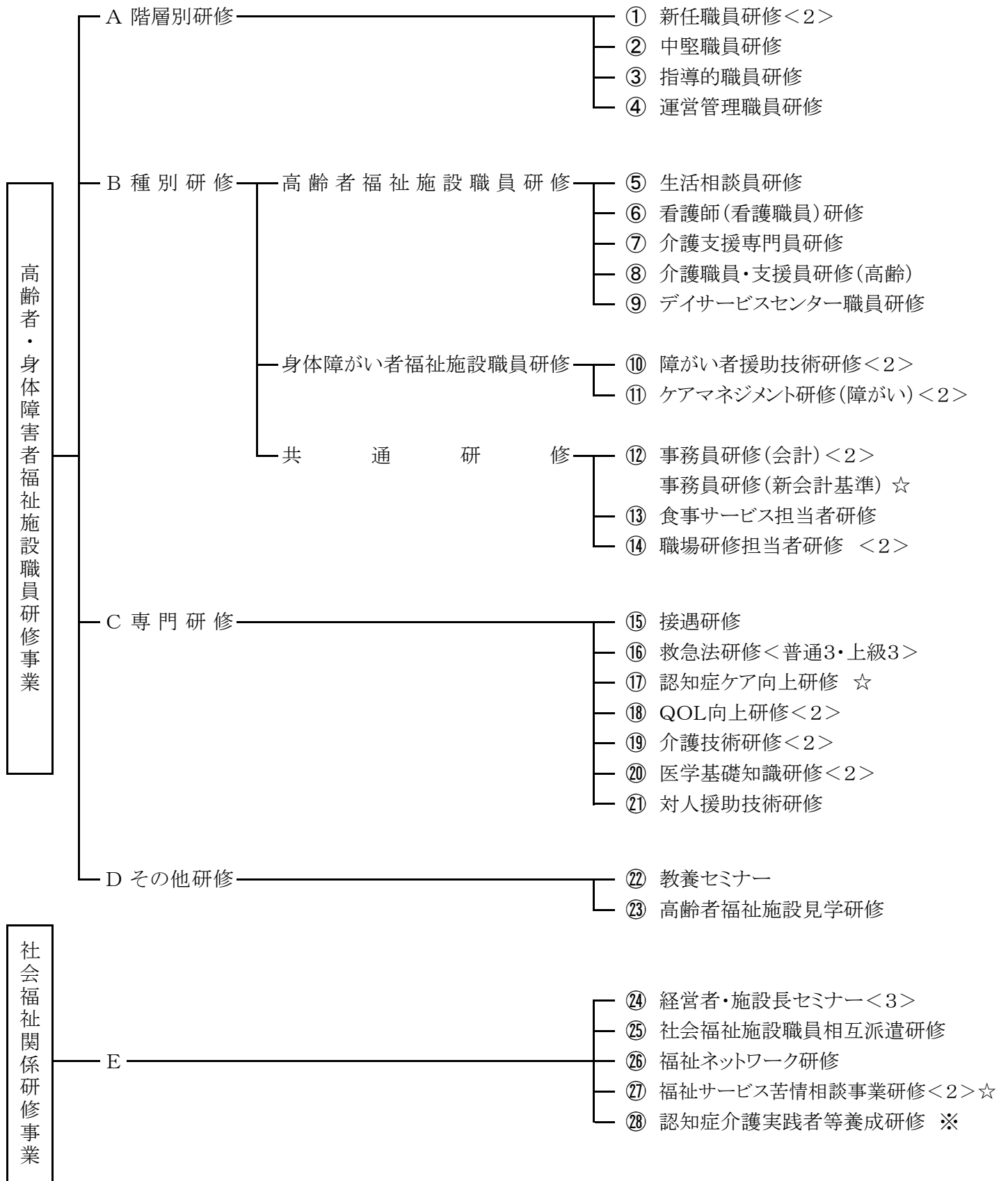
2 研修目標

- ・ 人権の尊重と豊かな人間性、使命感を育てる研修
- ・ 時代の要請と社会福祉施設・事業所の課題やニーズに応える研修
- ・ 専門的知識や技術の習得、再確認を図る研修
- ・ 社会人、組織人としての能力と意識を高める研修
- ・ 地域等との連携・調整能力を高める研修
- ・ 研修生参加型の、実践的かつ研修生同士が相互に高めあえる研修
- ・ 研修生の資質向上だけでなく、職場全体での活用を促進する研修
- ・ 職場内での人材育成の促進、充実を支援する研修

3 前年度からの変更点

- (1) 『認知症ケア向上研修』（平成22年度：『福祉用具研修』）
- (2) 『事務員研修Ⅲ(新会計基準)』（平成22年度：『事務員研修Ⅲ(労務管理)』）

平成23年度 名古屋市社会福祉施設職員研修事業 体系図



☆・・・新規及び変更実施研修

※・・・市の定める受講要件あり

平成23年度 名古屋市社会福祉施設職員研修事業 年間予定表

月	研 修 名	月	研 修 名
4	※ 研修実施計画 発送	10	A ④ 運営管理職員研修 B ⑪ ケアマネジメント研修Ⅱ(障がい) B ⑫ 事務員研修Ⅲ(新会計基準) C ⑯ 救急法研修(普通Ⅱ) C ⑱ QOL向上研修Ⅱ E ㉔ 経営者・施設長セミナーⅡ
5	A ① 新任職員研修(基礎研修) B ⑭ 職場研修担当者研修(基礎) C ⑮ 接遇研修	11	B ⑨ デイサービスセンター職員研修 B ⑭ 職場研修担当者研修(フォローアップ) C ⑯ 救急法研修(上級Ⅲ) C ⑲ 介護技術研修Ⅱ C ㉒ 医学基礎知識研修Ⅱ(感染症対策) E ㉗ 福祉サービス苦情相談事業研修Ⅱ
6	B ⑧ 介護職員・支援員研修(高齢) B ⑩ 障がい者援助技術研修Ⅰ B ⑫ 事務員研修Ⅰ(会計) C ⑱ QOL向上研修Ⅰ C ⑯ 救急法研修(上級Ⅰ)	12	A ① 新任職員研修(ステップアップ) B ⑦ 介護支援専門員研修 B ⑫ 事務員研修Ⅱ(会計) E ㉔ 経営者・施設長セミナーⅢ
7	A ③ 指導的職員研修 B ⑤ 生活相談員研修 C ⑯ 救急法研修(普通Ⅰ) D ㉓ 高齢者福祉施設見学研修 E ㉔ 経営者・施設長セミナーⅠ	1	C ⑯ 救急法研修(普通Ⅲ) C ⑰ 認知症ケア向上研修 D ㉒ 教養セミナー E ㉕ 社会福祉施設職員相互派遣研修 E ㉖ 福祉ネットワーク研修
8	B ⑩ 障がい者援助技術研修Ⅱ B ⑬ 食事サービス担当者研修 C ⑲ 介護技術研修Ⅰ E ㉗ 福祉サービス苦情相談事業研修Ⅰ	2	C ㉑ 対人援助技術研修
9	A ② 中堅職員研修 B ⑥ 看護師(看護職員)研修 B ⑪ ケアマネジメント研修Ⅰ(障がい) C ⑯ 救急法研修(上級Ⅱ) C ㉒ 医学基礎知識研修Ⅰ	3	※ 研修事業計画実行委員会

注1 A:階層別研修、B:種別研修、C:専門研修、D:その他研修、E:社会福祉関係研修事業
(番号は、体系図の研修番号を表します。)

注2 E㉒「認知症介護実践者等養成研修」は名古屋市が開催時期を決定するため、掲載を省略しています。

平成23年度 名古屋市社会福祉施設職員研修事業 実施計画

※研修の時期、会場、予定講師等は都合により変更することがありますので、ご了承下さい。

研修区分	番号	研修名	時期・場所 (予定)	期間	予定 人数	テ ー マ	研 修 の ね ら い	予 定 講 師
階層別	①	新任職員研修 (在職1年未満の職員)	平成23年5月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】基礎研修 「新任職員への期待と役割 ～新任職員に求められる姿勢と態度を学ぶ～」	福祉施設職員として習得しておかなければいけないものは何か。技術はすぐには身に付かないかもしれないが、知識は意欲次第で身に付き、意識も考え次第で変わってくる。そこで必要な知識として、最新の福祉をめぐる動向を学ぶとともに、先輩職員の話しを聞いて、施設職員として求められる姿勢と態度について学ぶ。 ステップアップ研修では、新任職員であっても職場においても徐々に責任ある仕事を任されてくるようになり、人によってはさまざまなストレスを受けてしまう場合もある。その原因のひとつとして上手く職場でコミュニケーションを取れていないことが考えられる。そこで上司や先輩職員や他職種の職員等とどのように接して相互理解し円滑に仕事を進められるようにすればよいか組織でのコミュニケーションについて学ぶ。	学識経験者 施設職員 コンサルタント 等
			平成23年12月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】ステップアップ研修 「職場でのコミュニケーション ～円滑な人間関係を築いて仕事をしやすくしよう～」		
	②	中堅職員研修 (在職2年以上の職員)	平成23年9月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】 「チームケアに活かすための記録術 ～記録を視点にケアの質向上とリスクマネジメントについて学ぶ～」	チームで切れ目ないケアが行われるためには、職員間の情報共有が重要であり、記録はそのための重要な手段である。また、記録は情報公開や、監査の場合にも欠かせないものである。そこで、記録について記載のポイントを押さえるなど基本を学ぶ。また、介護事故など、もしもの時には、記録が頼りになることから、記録の不備から起こる様々な事例などを通して、リスクマネジメントにつながる記録方法についても学び、現場で活かせる記録術を身につけ、チームケアの質向上を図る。	学識経験者 コンサルタント 等
	③	指導的職員研修 (主任等指導的職員)	平成23年7月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】 「求められる課題を克服するための能力を身につける ～組織・理念を知り、チームを活性化させる コミュニケーション力をつける！～」	福祉施設の指導的職員として、福祉サービスの理念・動向、職員倫理を学ぶことで、期待される役割や能力を知るとともに、チームが活性化するための手法として、コーチングなどのコミュニケーション技法を体験的に学ぶことにより、チームリーダーとしてのマネジメント能力を向上させる。	学識経験者 専門講師 コンサルタント 等
④	運営管理職員研修 (施設長等運営管理職員)	平成23年10月 総合社会福祉 会館 大会議室	半日	60	【講義・演習】 「これからの社会福祉施設の経営姿勢 ・視点を身につける ～自施設の経営課題の分析と改善に向けて～」	社会福祉法人には公益性と理念に基づいた透明性・安定性の高い経営が求められており、近年、経営の観点が不十分だった社会福祉法人は経営改革を求められている。よって施設の経営および運営管理に携わる施設長の役割は、ますます重要である。そこで本研修を、社会福祉施設における経営感覚を養い自施設の経営課題の分析と改善に向けて取り組むきっかけとしたい。	学識経験者 コンサルタント 等	
種別	⑤	生活相談員研修	平成23年7月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】 「誰からも頼られる生活相談員になるために ～スーパービジョンで組織全体の質向上を目指す～」	生活相談員は、利用者をはじめ家族や他職種からも信頼され、また組織の中では先を見越し自発的に行動でき、想定外な場面でも自己の安定性の維持や、タイミング・質が適切な意思決定ができる事が理想である。そこで本研修では、生活相談員の役割の一つであるスーパービジョンについて必要性や具体的な技術を学び、自身の専門職としての質向上と他職員への適切なアプローチ方法の習得を目指し、施設全体のケアの質向上を目指す生活相談員の育成を目指す。	学識経験者 専門講師 施設職員 等
	⑥	看護師(看護職員)研修	平成23年9月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】 「看護職と介護職によるケアの連携・協働を目指して ～介護職への医療知識伝達方法を検討する～」	現在、社会福祉施設の利用者の重度化等により医療的ケアを提供するニーズが高まっている。しかし現状は、看護職員の配置は充実したものではなく、また医療設備も整っているとは言い難い。こうした状況の中で、看護職員は介護職員へ医療の知識・技術を伝達し、施設全体の医療ケアの質を向上させる事が求められる。看護職員が医療的ケアについて実践的に他職員へ指導できるようになり、施設内で看護職員と介護職員が連携・協働して利用者に適切なケアが実践できるような実施体制の整備促進のため、本研修を開催する。	専門講師 施設職員 等
	⑦	介護支援専門員研修	平成23年12月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】 「施設介護支援専門員の他職種連携について ～施設介護支援専門員の役割と、 チーム連携を図るための会議手法について～」	平成24年度の医療・介護報酬同時改定にむけて、平成22年11月30日付で社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」がとりまとめられた。その中で、支援相談員との職務の明確化、施設介護支援専門員の配置基準の見直しなどの意見も出ていることから、最新の状況をおさえ、今後の制度改革等に備える。また、ケアプラン立案に向けて、他職種連携を図るために、ケース会議等の会議手法を体験的に学び、今後の業務に役立てる。	学識経験者 施設職員 等
	⑧	介護職員・支援員研修(高齢)	平成23年6月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】 「利用者にとっての安全と自由とは？ ～身体拘束とリスクマネジメントの問題を通して 私たちにできることを考える～」	介護保険制度の開始から、『利用者本位』を目標とし、様々な社会福祉施設において利用者に対する身体拘束が原則として禁止され、現在も引き続いて介護の現場で身体拘束ゼロを目指した取組みが進められている。しかし、利用者の安全を配慮したケアやリスクマネジメントの視点も必要であり、課題も多い。そこで身体拘束の問題を通して、利用者の自由を奪わず、安全や居心地の良さ、尊厳にも視点を置いたケアについて、日々のケアの中でどのような工夫ができるか考える機会としたい。	学識経験者 施設職員 専門講師 等
	⑨	デイサービスセンター職員研修	平成23年11月 総合社会福祉 会館 大会議室	半日	60	【講義・演習】 「利用者の能力を生かしたレクリエーションを考える ～高齢者のからだのしくみを理解する～」	デイサービスセンター利用時間において、利用者が持つ身体機能を活かした活動をする事は、利用者自身の達成感や向上心を芽生えさせ、さらなる豊かな人生へとつなげることができる。そこで、高齢者のからだのしくみを正しく理解し、現在の身体能力に合わせた作業を考え、生活機能の回復・維持を図るレクリエーションを実施することを目指す。	専門講師 等
	⑩	障がい者援助技術研修 I	平成23年6月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】 「障がい者とその家族について ～障がい者家族の現実と支援のあり方～」	障がいの親を持つ家族、障がいの子のいる家族など、障がい者家族といってもその構成はさまざまである。実際、障がい者のいる家族とはどのような生活を送っているのか、健常者には分からない視点とは何なのかについて知り、施設として本来どのようにケアし支援をしていくことが利用者及び家族にとって良いのか、現在の課題とこれからの支援のあり方について学ぶ。	学識経験者 施設職員 等

研修区分	番号	研修名	時期・場所 (予定)	期間	予定 人数	テーマ	研修のねらい	予定講師
種別	⑩	障がい者援助技術研修Ⅱ	平成23年8月 総合社会福祉 会館 大会議室	半日	60	【講義・演習】 「障がい者の就労支援 ～企業は何を求めているか～」	就労支援については、施設も就職につなげるための意欲は強く持っているものの、実際のところ具体的にどのようにすれば就労に結び付いていくのか、また企業側の要望もなかなか把握できないことがある。そこで、実際に企業との橋渡し役として日頃より活動する方からお話しを聞き、企業側と施設の考えのギャップを知り今後役に立てる。	学識経験者 施設職員 等
	⑪	ケアマネジメント研修Ⅰ(障がい)	平成23年9月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】 「個別支援計画の意味と意義 ～作成者に求められるスキルとストレングスの考え方～」	個別支援計画の作成に向けて、利用者への相談時の状況把握から、ニーズの把握や課題の整理等のアセスメント・目標設定・終了時の評価まで、その意味と意義を知る。また障がい者への理解について改めて学び、ストレングスとは本来何であるかを問い直す。	学識経験者 施設職員 等
		ケアマネジメント研修Ⅱ(障がい)	平成23年10月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】 「個別支援計画の作成 ～利用者のストレングスを生かした具体的支援を考える～」	Ⅱでは、利用者のストレングスを踏まえて広い視野で利用者を理解し、ニーズの具体的な把握と多様な情報を意識しながら、利用者不在ではない具体的支援を盛り込むことができるような個別支援計画作成の方法を、実際の演習を通じて学ぶ。	学識経験者 施設職員 等
⑫	事務員研修Ⅰ(会計)	平成23年6月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】 「社会福祉施設の会計基礎」	新任～中堅経理担当者を主な対象とし、講義内容を初級会計事務と就労支援会計基準対策のテーマ別に分け、福祉施設における日常的な経理事務に必要なとされる基礎的な会計知識・処理方法について学ぶ。また、平成22年12月8日に社会福祉法人の新会計基準(案)が示され、平成24年度から順次移行する法人もでてくることから、予算化作業に向けた準備を整えるためにも、新会計基準にスムーズに移行できるようポイントについても学ぶ。	税理士	
	事務員研修Ⅱ(会計)	平成23年12月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】 「社会福祉施設の予算・決算」	予算・決算事務を(1度以上)経験したことがある会計担当者及び運営管理者を主な対象とし、種別ごとに分かれ、施設経営の観点から予算・決算事務に必要なとされる経理処理の会計知識を学ぶ。また、平成24年度から順次適用し、平成25年度から完全適用となる新会計基準について、万全な移行を図るためのポイントについて学ぶ。	税理士	
	事務員研修Ⅲ(新会計基準)	平成23年10月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】 「社会福祉法人新会計基準について」	社会福祉法人の新会計基準の案が示され、平成23年9月には全社協においても新会計基準の解説が提示されてくることを受けて、詳細な情報が固まってくる時期に、旬な内容を学ぶ。平成24年度からの新会計基準移行作業を進めている社会福祉法人だけでなく、平成25年度から移行を予定する社会福祉法人に向けても新会計基準の疑問点を解消し、そのポイントを学ぶ。	税理士	
⑬	食事サービス担当者研修 (栄養士・調理員)	平成23年8月 社会福祉 研修センター	半日	40	【講義・演習・調理実習】 「嚥下障がいのある方への充実した食の提供に向けて ～誤嚥予防食の基本を学ぶ～」	食事は毎日欠かすことができない行為で、生命維持のために必要なことであると同時に、楽しみの一つでもある。本研修では摂食・嚥下に障がいを持つ方が安全だけでなく、美味しく楽しみとなるような食のあり方の一つとして、誤嚥予防食の活用について学ぶ。	学識経験者 専門講師 等	
⑭	職場研修担当者研修	平成23年5月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】(基礎研修) 「今さら聞けない！研修担当者の役割と研修企画管理方法 ～研修の意義を確認し、現状に合わせた 研修プログラムの作成を目指す～」	利用者のニーズが複雑化・重度化している現在、施設職員は高度なケア知識・技術が求められている。そのため、どの施設でも職員の育成・定着に力を注いでおり、職員が意欲的に業務に取り組めるよう、計画的なキャリアプランや職場研修の企画・実施を行っている。そこで基礎研修では、自施設では体系立った研修が行われているか、また現場のニーズに合った研修体系となっているかなどを振り返り、研修の企画・実施の具体的な作業を復習する機会とする。	学識経験者 専門講師 等	
		平成23年11月 総合社会福祉 会館 大会議室	半日	60	【講義・演習】(フォローアップ研修) 「研修計画の評価と次年度計画への活かし方 ～自施設の取り組み状況の確認と来年度研修計画の検討～」	フォローアップ研修では、基礎研修で把握した人材育成の課題改善への取り組みについて振り返り、来年度の計画立案のポイントや方法について学ぶ。		
専門	⑮	接 遇 研 修	平成23年5月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】 「社会福祉施設の接遇を学ぶ ～職員同士の対応を振り返り、 利用者が心地よいと思える環境づくりへ～」	利用者・家族・地域に対する施設職員一人ひとりの対応は、施設の顔としてのイメージがあり、適切な対応が求められる。また、スタッフ同士の対応においても接遇があり、身内的な意識で、おさなりになりかねない。本研修では、基本的な接遇マナーを学び、直接援助者として、利用者・家族等への対外的な接遇を学ぶとともに、演習を通して、介護者が生き生きできるような接遇の秘訣について学ぶ。そして、職場環境がよくなることで、利用者が居心地よいと思える環境につなげる。	専門講師 等
	⑯	救急法研修(普通Ⅰ)	平成23年7月 総合社会福祉 会館 大会議室	半日	30	【講義・実技】 「救急法について学ぶ(普通救命講習)」 ※修了証が交付されます。	利用者が安心できるよう、福祉施設内での不慮の事故などの緊急時の対応について、心肺蘇生法や止血法といった応急手当の知識・技術やAED(自動体外式除細動器)の使用法を実技を通して学ぶことにより、自己資質の向上を図る。 (※普通Ⅰ～普通Ⅲは同じ内容です。)	応急手当研修センター普及指導員
		救急法研修(普通Ⅱ)	平成23年10月 総合社会福祉 会館 大会議室	半日	30			

研修区分	番号	研修名	時期・場所 (予定)	期間	予定 人数	テーマ	研修のねらい	予定講師
専門	⑯	救急法研修(普通Ⅲ)	平成24年1月 総合社会福祉 会館 大会議室	半日	30	【講義・実技】 「救急法について学ぶ(普通救命講習)」 ※修了証が交付されます。	利用者が安心できるよう、福祉施設内での不慮の事故などの緊急時の対応について、心肺蘇生法や止血法といった応急手当の知識・技術やAED(自動体外式除細動器)の使用法を実技を通して学ぶことにより、自己資質の向上を図る。 (※普通Ⅰ～普通Ⅲは同じ内容です。)	応急手当研修センター普及指導員
		救急法研修(上級Ⅰ)	平成23年6月 応急手当 研修センター	1日	24			
		救急法研修(上級Ⅱ)	平成23年9月 応急手当 研修センター	1日	24	【講義・実技】 「いろいろな応急手当を学ぶ(上級救命講習)」 ※修了証が交付されます。	成人、小児及び乳児に対する心肺蘇生法やAEDの使用法を実技を通して学ぶ。また異物除去、止血法、感染防止、傷病者管理法、外傷手当、搬送法など、福祉施設内に限らずさまざまな場面で起こる不慮の事故に対する緊急時の対応について学ぶことにより、自己資質の向上を図る。 (※上級Ⅰ～上級Ⅲは同じ内容です。)	応急手当研修センター普及指導員
		救急法研修(上級Ⅲ)	平成23年11月 応急手当 研修センター	1日	24			
	⑰	認知症ケア向上研修	平成24年1月 総合社会福祉 会館 大会議室	半日	60	【講義・演習】 「認知症介護 ～疾患別特徴とケア方法～」	福祉施設の利用者の中で認知症の症状がみられる利用者が増加してきているなか、利用者一人一人に合わせたきめ細やかな介護が必要となってきた。このような中、医学的にも認知症に関する研究が進んでおり、原因疾患による症状・ケアも徐々に明らかになってきている。そこで本研修は、認知症をもつ利用者が安心して過ごせるケアを実施する為、認知症の症状について理解し、それぞれの症状に合わせたケアができる事を目的に開催する。	学識経験者 病院職員 等
	⑱	Q O L 向上研修Ⅰ	平成23年6月 総合社会福祉 会館 大会議室	半日	60	【講義・演習・実技】 「色を活かす ～カラーセラピーで心和む環境づくり～」	多くの人には色の好みがあるが、それぞれの色がどのような効果を持っているかについて正確な知識を得て、利用者や自らの装いの色、また壁やカーペットの色によって心安らく環境を作れば利用者は居心地がよくなる。カラーセラピーを学び、身近なところから快適な施設を作ることを目指す。	カラーセラピスト 専門講師 等
		Q O L 向上研修Ⅱ	平成23年10月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習・実技】 「回想法って何だろう ～昔を懐かしみながら脳を活性化!～」	音楽には人を癒すさまざまな効果があることは古くから知られている。生活の質を向上させることのできる音楽療法は、医療だけでなく福祉の現場でも広く取り入れられている。利用者が、職員とともに音楽に親しんで癒されることで、和やかな雰囲気の中で情緒を安定させる等の効果もある。生活の質の向上が可能な音楽療法を学ぶ。	学識経験者 専門講師 等
	⑲	介護技術研修Ⅰ	平成23年8月 日本福祉大学 中央福祉専門 学校	1日	40	【講義・演習・実技】 「入浴介助の基礎知識」 ～快適な入浴につながる安全な介護技術の習得～」	人が生活するうえで、入浴は欠かせない行為であり、楽しみのひとつでもある。しかし、一つ間違えると大きな事故になりかねない危険性をはらんでいる。介護者の不安が、利用者に伝わり、不安や苦痛になることもある。利用者に安心して入浴していただくために、入浴の目的や、留意点など、介護職員として必要な知識や、プライバシーの配慮等尊厳についても学びながら、安全・快適な技術を習得することで、利用者にとって安心できる入浴介助を学ぶ。	研修専門機関講師
		介護技術研修Ⅱ	平成23年11月 日本福祉大学 中央福祉専門 学校	1日	40	【講義・演習・実技】 「ボディメカニクスの理解と快適な介助 ～介護者・利用者とも安心できる体位変換・移乗を学ぶ～」	福祉施設で働く職員にとって排泄介助の技術は欠かせないものである。排泄介助のトイレまでの移動、衣服の着脱などの技術面とともに、利用者の視点に立った問題解決のためのアセスメントや、排泄介助時に特有の利用者の尊厳を守りながら介助するためにどうすべきか等、一連の介助について学ぶ。	研修専門機関講師
	⑳	医学基礎知識研修Ⅰ	平成23年9月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】 「疾病と服薬の基礎知識 ～疾病や薬について学んで正しく速やかな対応を～」	福祉施設の利用者が患いやすい疾病や、そのほか介護現場に必要な医療知識、緊急時・急変時の対処方法や、高齢者がかかりやすい病気・病状を学ぶとともに、最低限知っておくべき薬への基礎知識を身につけ、ケアに関わる職員として正しく速やかな対応ができることを目指す。	学識経験者 施設職員(看護師) 病院職員(看護師) 等
		医学基礎知識研修Ⅱ (感染症対策)	平成23年11月 総合社会福祉 会館 大会議室	半日	60	【講義・演習】 「福祉施設における感染症の理解と予防 ～感染症を理解し、利用者に快適に生活していただく～」	福祉施設において特に気をつけなければいけない感染症とその対応方法、施設内で感染症が発生した場合の対策について学ぶ。また、自施設での感染症対策について他施設と情報交換をしながら自らを省みて、現場で改善等につなげていく。	学識経験者、 施設職員(看護師) 病院職員(看護師) 等
	㉑	対人援助技術研修	平成24年2月 総合社会福祉 会館 大会議室	1日	60	【講義・演習】 「対人援助職に必要な資質とは ～利用者信頼される私になるために～」	対人援助職は、利用者が抱えている問題を自由に表現できるような雰囲気作りを心掛け、信頼を得なければならない。しかしひとつ間違えば、援助者の言葉や態度が相手を傷つけマイナスの影響を与えてしまうこともあり得る。利用者との信頼関係の構築のために援助職としての正しいあり方や身につけるべき資質について学ぶ。	学識経験者 心理カウンセラー 等

研修区分	番号	研修名	時期・場所 (予定)	期間	予定 人数	テ ー マ	研 修 の ね ら い	予 定 講 師
その他	㉒	教養セミナー	平成24年1月 総合社会福祉 会館 大会議室	半日	60	【講義・演習】 情報公開のポイントを押さえて対策から活用へ ～地域や社会に施設を魅せる術を学ぶ～	社会福祉法において、社会福祉法人は、事業報告書などの公開を義務づけられ、社会福祉事業に関する情報の提供にも努めなければならないとある。また、平成18年度から始まった介護サービス情報公開制度は、利用者が事業所を選択する幅を広げる機会となったが、事業所にとっては費用負担や事務負担など課題を抱えている。そこで、現状と課題を学ぶとともに、地域に顔の見える福祉施設となるために、情報というツールを積極的に使い、地域社会に対し、事業の透明性を果たし、ひいては職員の質の向上にもつながっている事例を学び、自施設でも活用できるノウハウを身につける。	学識経験者 施設職員 専門講師 等
	㉓	高齢者福祉施設見学研修	平成23年7月	1日	30	【見学先】 未定	先駆的又は特徴的な福祉施設運営を行っている他の高齢者福祉施設を視察することにより、自施設における今後の施設運営の参考とする。	
社会福祉関係	㉔	経営者・施設長セミナー	(Ⅰ)平成23年7月 (Ⅱ)平成23年10月 (Ⅲ)平成23年12月	各半日	150 150 150	【講演】 未定	福祉施設経営・運営に関わる諸課題を取り上げ、先進的な情報等を提供することにより、名古屋市内の社会福祉施設の経営者・施設長の研鑽と今後の参考に資する。	学識経験者 施設職員 専門職員 企業経営者 等
	㉕	社会福祉施設職員相互派遣研修	平成24年 1月～3月 各施設	各2 ～3日	-	【現場実習】	他施設での実習体験を通して、自施設における日頃の利用者処遇について見つめ直すことにより、職員としての視野を広め自己資質の向上を図る。	
	㉖	福祉ネットワーク研修	平成24年1月	1日	60	【講義・演習】 未定	福祉施設の地域連携や地域貢献をテーマに、施設種別や職種を越えて研修に参加し交流を図ることにより、他施設、機関との連携の契機を提供する。	未定
	㉗	福祉サービス苦情相談事業研修	(Ⅰ)平成23年8月 (Ⅱ)平成23年11月	半日 1日	100 60	【Ⅰ：講演会】 対象：苦情解決責任者、苦情受付担当者 【Ⅱ：講義・演習】 対象：苦情受付担当者、その他現場職員	福祉サービス苦情相談センターの事業目的である「利用者の権利擁護」及び「事業所への支援(サービスの質の向上)」に資するテーマを設定し、主に契約事業所における苦情解決責任者・苦情受付担当者を対象に、苦情解決への道筋を示し、解決に向けて主体性・積極性を持つようになるような内容の研修会を実施をする。	学識経験者 民間団体役員 専門講師 等
	㉘	認知症介護実践者等養成研修	未定	-	100 40 - 80 80 80	【実践者研修(年3回)】 講義・演習・実習(職場) 【実践リーダー研修(年1回)】 講義・演習・実習(他施設、職場) - 【フォローアップ研修(年1回)】 講義・演習 【認知症対応型サービス事業開設者研修(年1回)】 講義・現場体験 【認知症対応型サービス事業管理者研修(年2回)】 講義・演習 【小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(年2回)】講義・演習	高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者などに対し、適切なサービスの提供に関する知識等を習得させるための研修を実施することにより、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。 ※本研修は受講要件が定められており、受講者の募集・決定は名古屋市が行う。	学識経験者 施設職員 民間団体役員 専門講師 等

【参考】階層・職種別 研修受講モデル一覧

※このモデルはあくまでも参考です。各階層・種別の受講モデルにない研修(●のない研修)でも受講していただけます。

階層・職種 研修名			高齢者福祉施設												(身体)障がい者福祉施設						共通				階層・職種 研修名									
			新任職員				中堅職員				指導的職員				新任職員		中堅職員		指導的職員		看護師	運営管理職員	事務員	栄養士				調理員						
			生活相談員	看護師	専門員	介護支援員	生活相談員	看護師	専門員	介護支援員	生活相談員	看護師	専門員	介護支援員	生活相談員	介護支援員	就業指導員	就業支援員	就業指導員	就業支援員									就業指導員	就業支援員				
①	階層別研修	新任職員研修	●	●	●	●									●	●											●	●	●	新任職員研修	階層別研修	①		
②		中堅職員研修					●	●	●	●							●	●	●													中堅職員研修	②	
③		指導的職員研修									●	●	●	●							●	●	●									指導的職員研修	③	
④		運営管理職員研修																				●											運営管理職員研修	④
⑤	高齢者・身体障害者福祉施設職員研修	高齢	生活相談員研修	●				●				●																			生活相談員研修	高齢者・身体障害者福祉施設職員研修	⑤	
⑥			看護師(看護職員)研修		●				●				●																		看護師(看護職員)研修		⑥	
⑦			介護支援専門員研修			●				●				●																	介護支援専門員研修		⑦	
⑧			介護職員・支援員研修				●				●				●																介護職員・支援員研修		⑧	
⑨			デイサービスセンター職員研修						○		○	○	○																		デイサービスセンター職員研修		⑨	
⑩		身障	障がい者援助技術研修													●	●	●	●	●	●	●	●								障がい者援助技術研修		身障	⑩
⑪			ケアマネジメント研修(障がい)														●	●	●	●	●	●								ケアマネジメント研修(障がい)	⑪			
⑫		共通	事務員研修																					●	●						事務員研修		共通	⑫
⑬			食事サービス担当者研修																							●	●				食事サービス担当者研修			⑬
⑭	職場研修担当者研修										●	●	●	●									●	●			●	●		職場研修担当者研修	⑭			
⑮	専門研修	接遇研修	●	●	●	●									●	●									●					接遇研修	専門研修	⑮		
⑯		救急法研修	●			●	●			●					●	●	●								●					救急法研修		⑯		
⑰		認知症ケア向上研修	●	●	●	●	●	●	●	●															●					認知症ケア向上研修		⑰		
⑱		QOL向上研修					●		●	●	●														●					QOL向上研修		⑱		
⑲		介護技術研修				●				●					●	●														介護技術研修		⑲		
⑳		医学基礎知識研修		●			●	●	●	●	●	●	●	●	●								●	●						医学基礎知識研修		⑳		
㉑		対人援助技術研修	●	●		●	●	●		●	●	●		●	●								●	●			●	●		対人援助技術研修		㉑		
㉒	その他	教養セミナー					●	●	●	●	●	●	●	●									●	●	●	●	●	●	●	教養セミナー	その他	㉒		
㉓		高齢者福祉施設見学研修					●	●	●	●	●	●	●	●																高齢者福祉施設見学研修		㉓		
㉔	社会福祉関係研修	経営者・施設長セミナー																					●							経営者・施設長セミナー	社会福祉関係研修	㉔		
㉕		施設職員相互派遣研修					●	●	●	●							●	●					●							施設職員相互派遣研修		㉕		
㉖		福祉ネットワーク研修	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	福祉ネットワーク研修		㉖		
㉗		福祉サービス苦情相談事業研修					●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●						福祉サービス苦情相談事業研修		㉗		

※ ○は、高齢者デイサービスセンター職員が対象です。

※ 「認知症介護実践者等養成研修」は、名古屋市が募集・受講決定するため、掲載していません。

研修参加にあたって(注意事項)

○研修の中止について

台風接近等に伴う警報発令時における研修の開催について、受講者の安全確保を最優先とし、下記のとおり中止の判断をさせていただきます。

研修当日の、受付開始2時間前の時点で、

- ・愛知県内に「東海地震注意情報」が発表されている場合は研修を中止とします。
 - ・名古屋市に『暴風警報』が発令されている場合は研修を中止とします。
- ※上記以外の場合においても、受講者への著しい危険・被害が予想される場合は、研修を中止とします。

なお、研修が中止となった場合には、後日あらためてご連絡をさせていただきます。（振替での研修開催ができない場合もありますのでご了承ください。）

○研修の欠席について

止むを得ない事由により研修を欠席する場合には、できる限り早期に所属施設及び名古屋市社会福祉協議会までご連絡ください。なお、急遽当日欠席となった場合にも、研修開始時刻までに必ずご連絡をお願いします。

○定員設定のある研修について

研修プログラムにより定員を設定する研修があります。お申し込みは先着順により、定員になり次第締め切りをさせていただきますのでご了承ください。研修によってはキャンセル待ちのお申し込みを受け付けさせていただきますが、お申し込みの状況によりお断りをさせていただくこともございますのでご了承ください。

○研修会場への公共交通機関の利用について

研修会場には専用駐車場がありません。研修を受講される場合には、**必ず公共交通機関をご利用のうえ会場までお越しください。なお、公共交通機関の利用が困難な特段の事由がある場合は別途ご相談ください。**